

開発行為等許可申請等手数料一覧表

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

1. 開発行為許可申請手数料

(都市計画法 (以下「法」という。) 第 29 条第 1 項又は第 2 項)

開発区域面積	自己居住用	自己業務用	その他
0.1ha 未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円
0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円
0.6ha 以上 1.0ha 未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円
1.0ha 以上 3.0ha 未満	130,000 円	200,000 円	390,000 円
3.0ha 以上 6.0ha 未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円
6.0ha 以上 10.0ha 未満	220,000 円	340,000 円	660,000 円
10.0ha 以上	300,000 円	480,000 円	870,000 円

2. 開発行為変更許可申請手数料

(法第 35 条の 2 第 1 項)

変更理由	手数料	
ア 設計変更	開発区域の面積 (イの変更を伴う場合は変更前の面積、開発区域の縮小を伴う場合は縮小後の面積) に応じ、上記 1 の表に規定する額の 10 分の 1	ア、イ、ウを合算した額 (ただし、870,000 円を超えるときは、870,000 円。)
イ 新たな土地の開発区域への編入による変更 (法第 30 条第 1 項第 1 号～第 4 号)	新たに編入される面積に応じ、上記 1 の表に規定する額	
ウ その他の変更	10,000 円	

3. 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物特例許可申請手数料

(法第 41 条第 2 項ただし書き)

手数料
46,000 円

4. 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料
(法第 42 条第 1 項ただし書き)

手数料
26,000 円

5. 開発許可地位継承承認申請手数料
(法第 45 条)

開発区域面積	自己居住用	自己業務用	その他
1.0ha 未満	1,700 円	1,700 円	17,000 円
1.0ha 以上	1,700 円	2,700 円	17,000 円

6. 開発登記簿写し交付手数料
(法第 47 条第 5 項)

手数料
用紙 1 枚につき 470 円

※開発登録簿と土地利用計画図の写しを交付する場合は、940 円 (470 円×2 枚) となります。

7. 開発行為又は建築に関する証明手数料
(都市計画法施行規則第 60 条)

手数料
用紙 1 枚につき 350 円